

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法
- ・リース資産

所有権転移ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権転移外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職共済引当金に計上する。
- ・賞与引当金一職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しない。

### 3. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、福井県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

#### (1) 法人全体の計算書類

（会計基準省令第1号第1様式、第1号第4様式、第2号第1様式）

（会計基準省令第2号第4様式、第3号第1様式、第3号第4様式）

- (2) 事業区分別内訳表  
当法人では、社会福祉事業のみのため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表  
当法人では、社会福祉事業は拠点が一つのため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア. 障害福祉サービス事業拠点区分
    - 「法人本部」
    - 「ハートワーク」
    - 「就労継続支援B型事業ハートワーク」
    - 「グループホームクローバーハウス」
    - 「地域活動支援センターあゆみ」
    - 「相談支援事業あゆみ」
    - 「短期入所事業クローバーハウス」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	41,929,797	0	0	41,929,797
建物	151,597,880	0	6,751,206	144,846,674
合 計	193,527,677	0	6,751,206	186,776,471

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

8. 担保に供している資産

「該当なし」

9. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

資産の種類	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	226,432,570	86,400,995	140,031,575
建物付属設備(基本財産)	6,973,491	2,158,392	4,815,099
構築物	1,811,250	1,334,766	476,484
車輛運搬具	13,902,648	12,163,138	1,739,510
器具・備品	10,129,075	10,008,887	120,188
機械・装置	673,920	175,500	498,420
合 計	259,922,954	112,241,678	147,681,276

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	16,438,012	0	16,438,012
合 計	16,438,012	0	16,438,012

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

「該当なし」

12. 関連当事者との取引の内容

「該当なし」

13. 重要な偶発債務

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」